

ふれあい緑地ビジターセンター運営要綱

(目的)

第1条 本要綱は、豊中市都市公園条例に基づき、ふれあい緑地ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）について、公園利用者の休憩のほか、地域交流並びに水辺のビオトープを有するふれあい緑地1街区の特色を生かした自然環境の啓発や環境学習の場として、ふれあい緑地の利活用の推進を図るため、必要事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 ビジターセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ふれあい緑地ビジターセンター
- (2) 位置 豊中市服部西町5丁目11番1号

(開館日及び休館日)

第3条 ビジターセンターの開館日及び開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、変更することがある。

2 ビジターセンターの休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、変更することがある。

(利用)

第4条 ビジターセンターは、公園利用者の休憩及び市が主催する事業に利用する。

2 前項の利用を妨げない範囲において、地域団体等が、以下の事業を実施する場合に利用できる。

- (1) 地域団体等が行う環境学習事業
- (2) 地域団体等が行う地域コミュニティーの形成及び醸成に関する事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

(利用の承認等)

第5条 前条の事業を行おうとする者は、豊中市都市公園条例第4条第2項の規定を準用し、別に定める申込書を事前に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認の際、必要な条件を付することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、市長が定める。

別表第1

	開館日	開館時間
(ア)	土曜日、日曜日、法律で定める国民の祝日（振替休日含む）	10時～17時
(イ)	小中学校等の夏期休業期間（概ね7月20日前後～8月24日前後）	
(ウ)	(ア)(イ)以外の月曜日、水曜日、金曜日	12時～16時

別表第2

	休館日	休館除外日
(ア)	火曜日、木曜日	火曜日、木曜日が法律で定める国民の祝日の場合（ただし12月29日～1月3日は除く）
(イ)	8月第3週月曜日～木曜日及び 12月29日～1月3日	

※ 1月1日を除く国民の祝日が休館日と重なる場合、休館日を土曜・日曜以外の翌開庁日に振り替えるものとする。

附 則 この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。